令和6年度山口県日常生活自立支援事業

成年後見制度要移行者現状把握調査報告

１　目　　的　　山口県日常生活自立支援事業における成年後見制度への要移行者の現状把握
２　調査対象　　山口県内の市町社会福祉協議会
３　調査方法　　質問紙法　E-mail による送付、E-mail による回収
４　調査基点　　令和６年３月末日現在

山口県社会福祉協議会

生活支援部　生活支援班

令和６年度山口県日常生活自立支援事業
成年後見制度要移行者現状把握調査報告

※令和６年度の調査時点は、令和６年３月末日現在の数字です。

■ 成年後見制度への移行が必要な利用者について

Q1 要移行者の年齢層について

- ○ 成年後見制度への移行が必要な利用者がいると回答した市町社協は 14 社協あった。
- ○ 要移行者数は、令和6年3月末日現在の本事業実利用者 1,147 人＜表1＞中、172 人＜表2＞(15%)である。
- ○ 前回調査時(令和4年度)では、要移行者数は実利用者 1,114 人中 104 人(9.3%)であったのに対し、令和６年度調査では、15%と増加している。
- ○ 要移行者 172 人のうち、70 歳以上の方が 119 人と約7割を占めている。

＜表 1＞　各市町社協における日常生活自立支援事業の利用者数　（人）

類型／社協名	認知症高齢者		知的障害者		精神障害者		その他		合計		増減
⋮	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	R3	R5	
下関市	66	48	29	30	54	55	11	7	160	140	▲20
宇部市	56	71	36	38	58	73	10	15	160	197	37
山口市	38	42	45	49	63	56	9	13	155	160	5
萩市	42	35	22	24	39	31	12	16	115	106	▲ 9
防府市	11	10	18	17	16	15	5	5	50	47	▲ 3
下松市	21	20	2	3	4	9	5	4	32	36	4
岩国市	41	23	23	24	41	45	7	10	112	102	▲10
光市	15	20	9	9	7	11	2	4	33	44	11
長門市	5	7	10	12	18	17	3	0	36	36	0
柳井市	8	7	8	7	12	13	0	0	28	27	▲ 1
美祢市	26	21	10	10	9	6	5	9	50	46	▲ 4
周南市	30	30	7	8	18	21	3	1	58	60	2
山陽小野田市	19	21	13	15	18	19	3	6	53	61	8
周防大島町	11	14	6	7	15	14	1	6	33	41	8
和木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町	2	3	2	2	6	4	0	1	10	10	0
田布施町	10	12	5	6	2	2	0	0	17	20	3
平生町	0	0	1	1	2	2	0	1	3	4	1
阿武町	4	5	3	3	2	2	0	0	9	10	1
合計	405	389	249	265	384	395	76	98	1114	1147	33

令和6年度における要移行者の割合

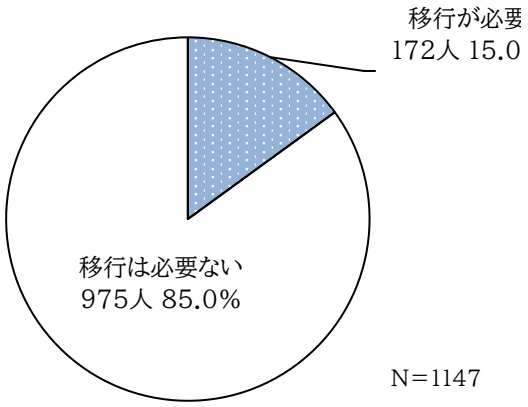

≪前回調査≫

令和4年度における要移行者の割合

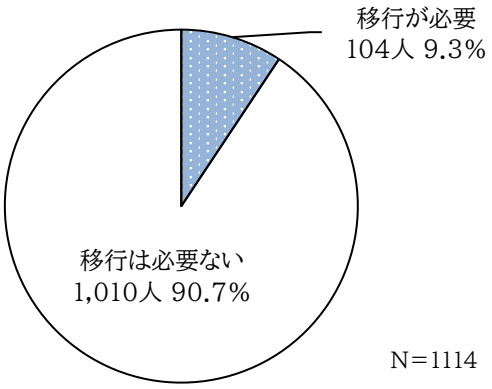

移行が必要な利用者の推移

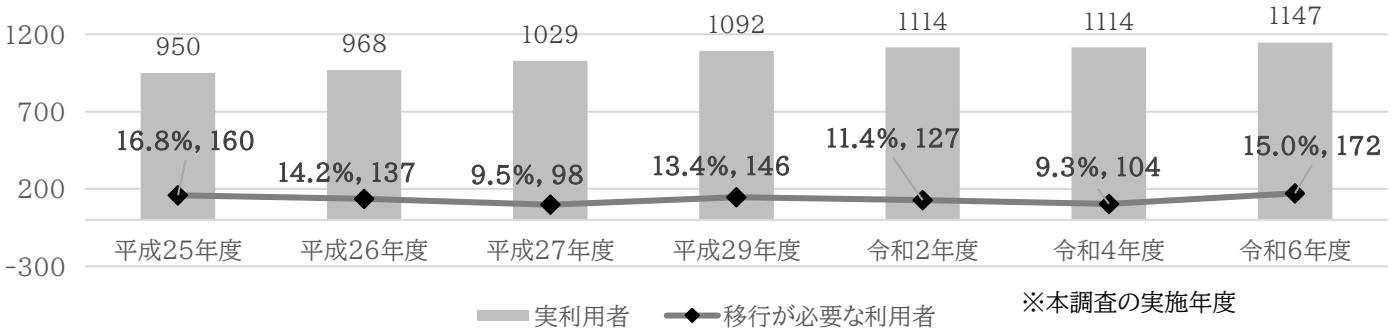

※本調査の実施年度

各市町社協における要移行者の年齢層

<表 2>

（人）

年齢 社協名	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
下関市	0	0	1	5	5	4	8	2	25
宇部市	0	1	0	1	1	10	10	5	28
山口市	0	0	2	1	3	4	15	6	31
萩市	0	0	0	4	7	7	2	3	23
防府市	1	0	0	1	0	1	0	0	3
下松市	0	0	0	1	0	5	11	6	23
岩国市	1	0	1	1	2	1	1	0	7
光市	0	0	1	0	2	0	1	0	4
長門市	1	0	1	1	2	0	0	0	5
柳井市	0	0	0	2	0	0	0	0	2
美祢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
周南市	0	0	0	0	0	0	1	2	3
山陽小野田市	0	0	0	0	3	5	6	1	15
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0	1	0	1	0	2
田布施町	0	0	0	0	0	1	0	0	1
平生町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	1	6	17	26	38	56	25	172

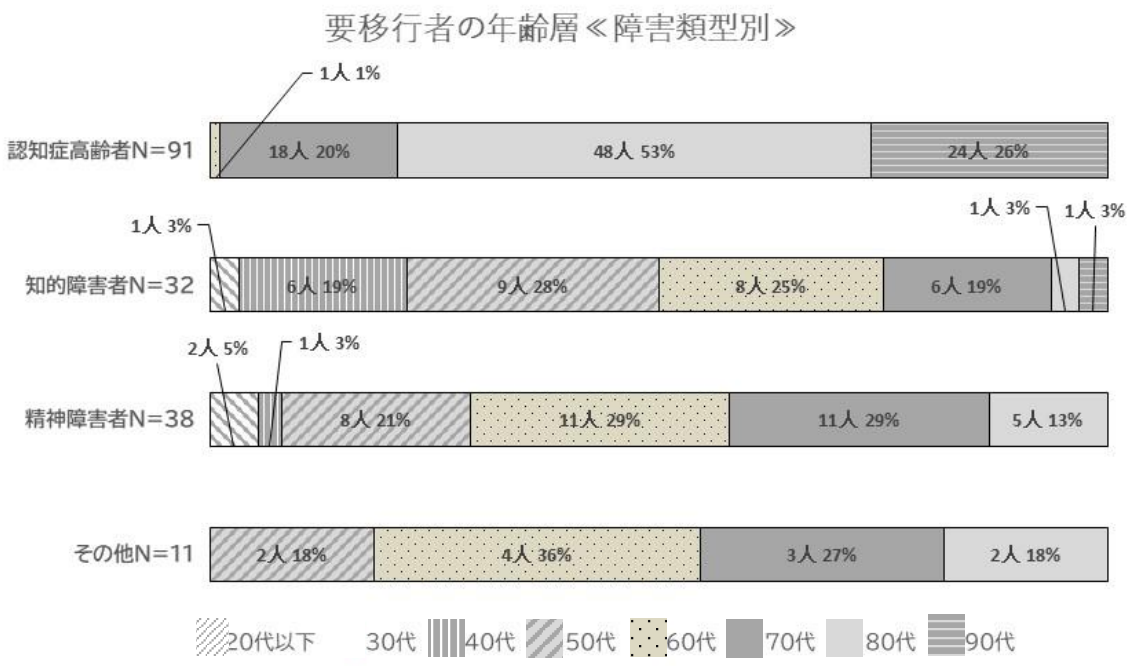

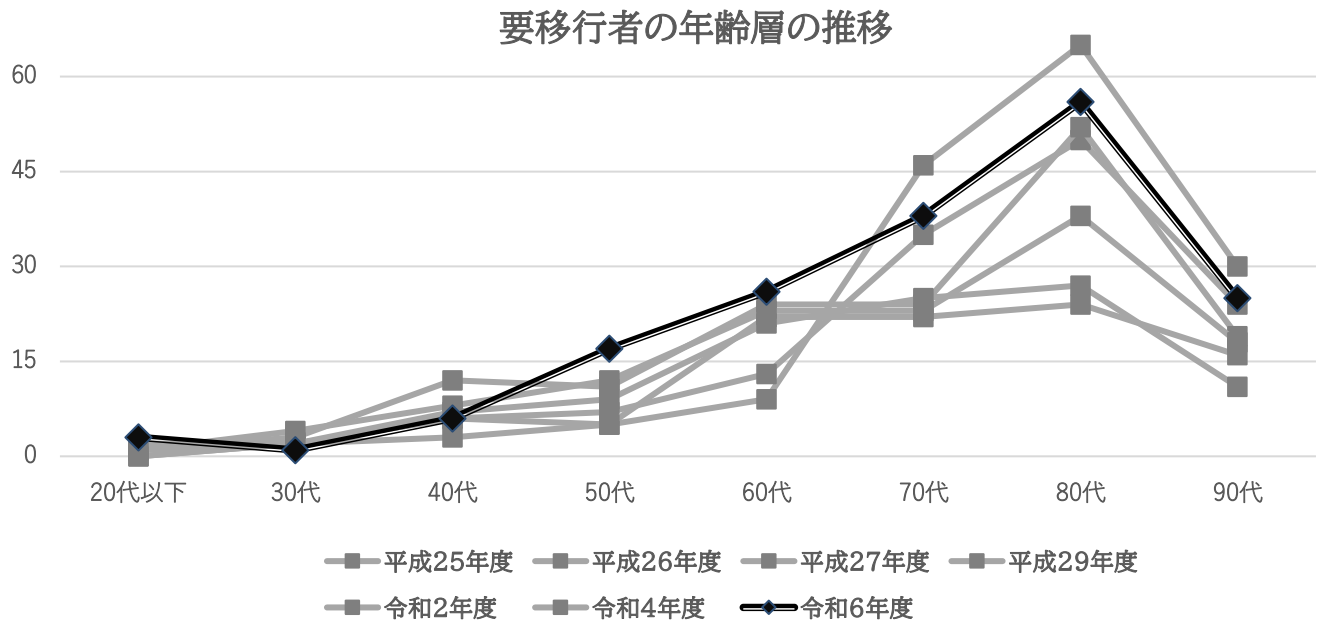

年度別要移行者の年齢層

（人）

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	合計
平成25年度	0	2	3	5	9	46	65	30	160
平成26年度	0	2	6	7	13	35	50	24	137
平成27年度	1	2	6	5	22	22	24	16	98
平成29年度	1	3	12	11	24	24	52	19	146
令和2年度	1	4	8	12	23	23	38	18	127
令和4年度	2	2	7	9	21	25	27	11	104
令和6年度	3	1	6	17	26	38	56	25	172

Q2 要移行者の利用期間について

○ 利用期間については、1年～5年未満の方が多く、次いで5年～10 年未満となっている。
前回調査時と比較すると、要移行者は 5 年～15 年未満の方が多く、長期利用者の移行が必要になっていることが伺える。

○ 利用期間と障害類型との関係を見てみると、認知症高齢者は利用期間 10 年未満が 85%に対して、知的障害者は 69%となっており、認知症高齢者、精神障害者と比較すると、利用期間が長期化していることが分かる。

令和6年度における要移行者の利用期間について

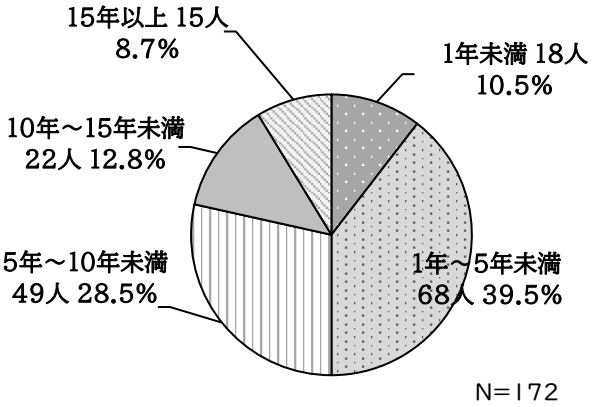

≪前回調査≫
令和4年度における要移行者の利用期間について

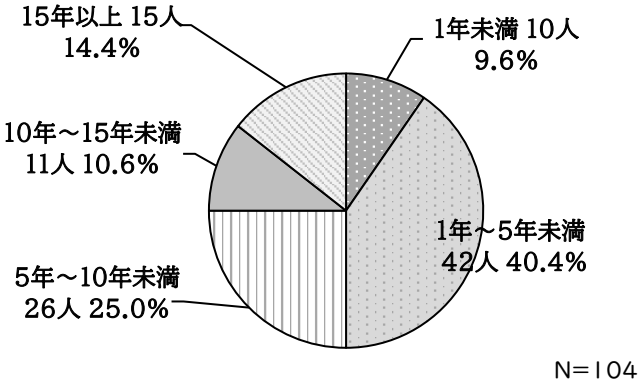

要移行者の利用期間≪障害類型別≫

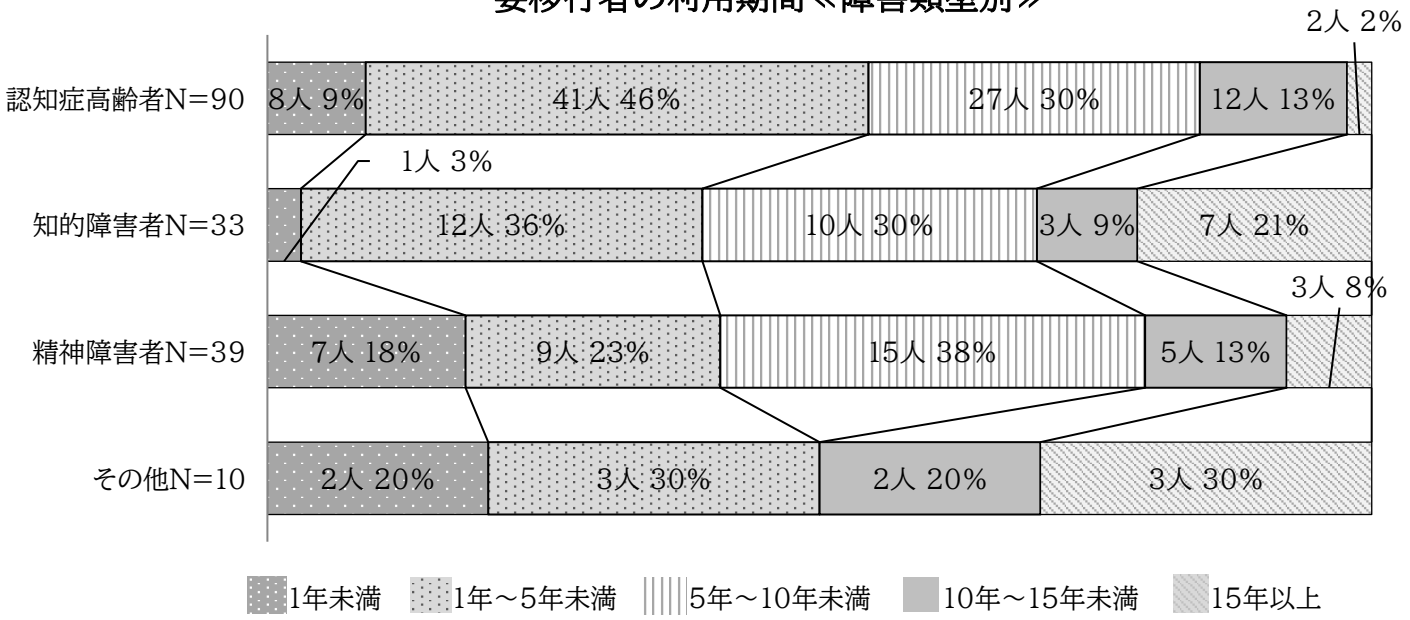

各市町社協における要移行者の利用期間について

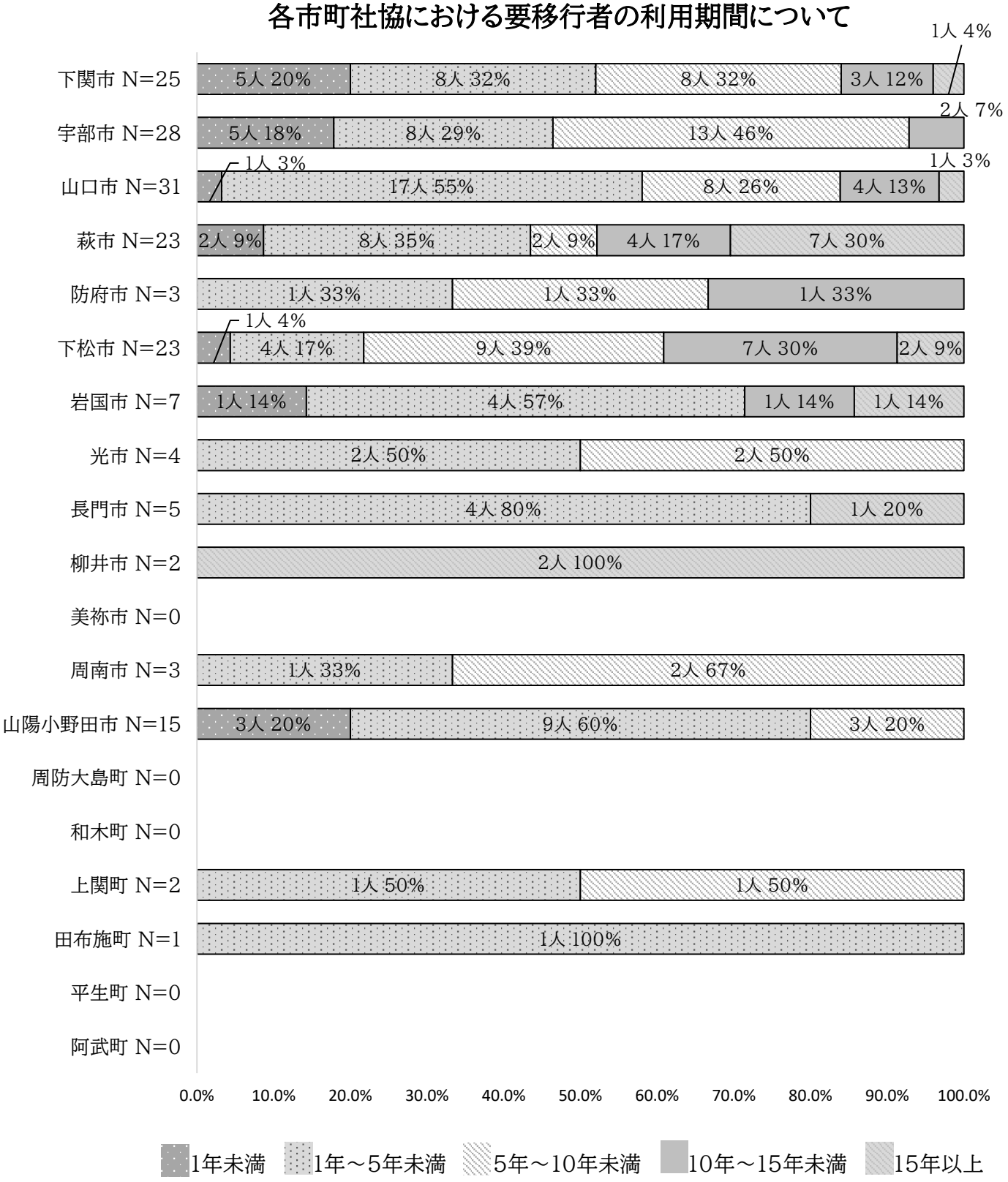

Q3　要移行者の障害類型について

○　認知症高齢者が 52.9%となっており、認知症高齢者の占める割合が多いことが分かる。
前回調査時と比較すると、認知症高齢者の割合は増加し、知的障害者、精神障害者の割合は減少している。

令和6年度における要移行者の障害類型について

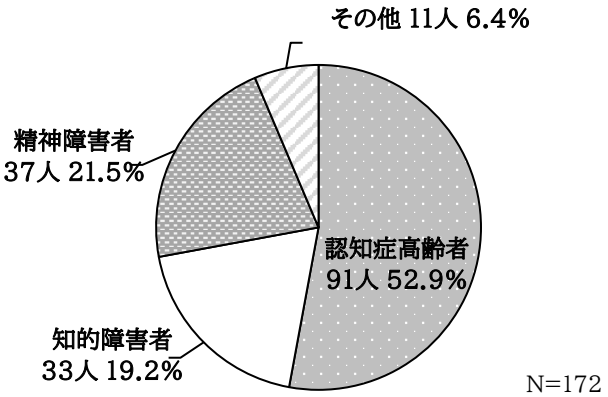

≪前回調査≫
令和4年度における要移行者の障害類型について

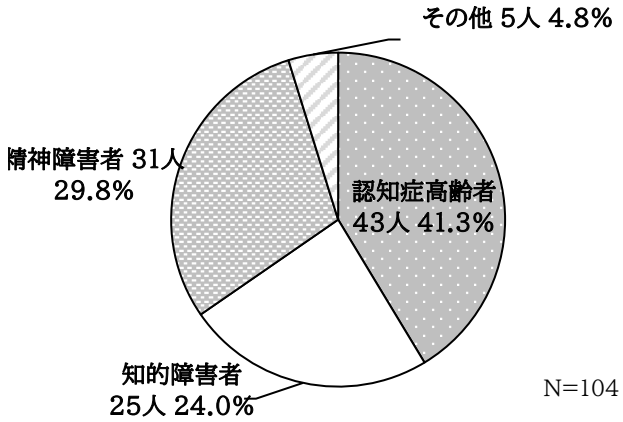

各市町社協における要移行者の障害類型について

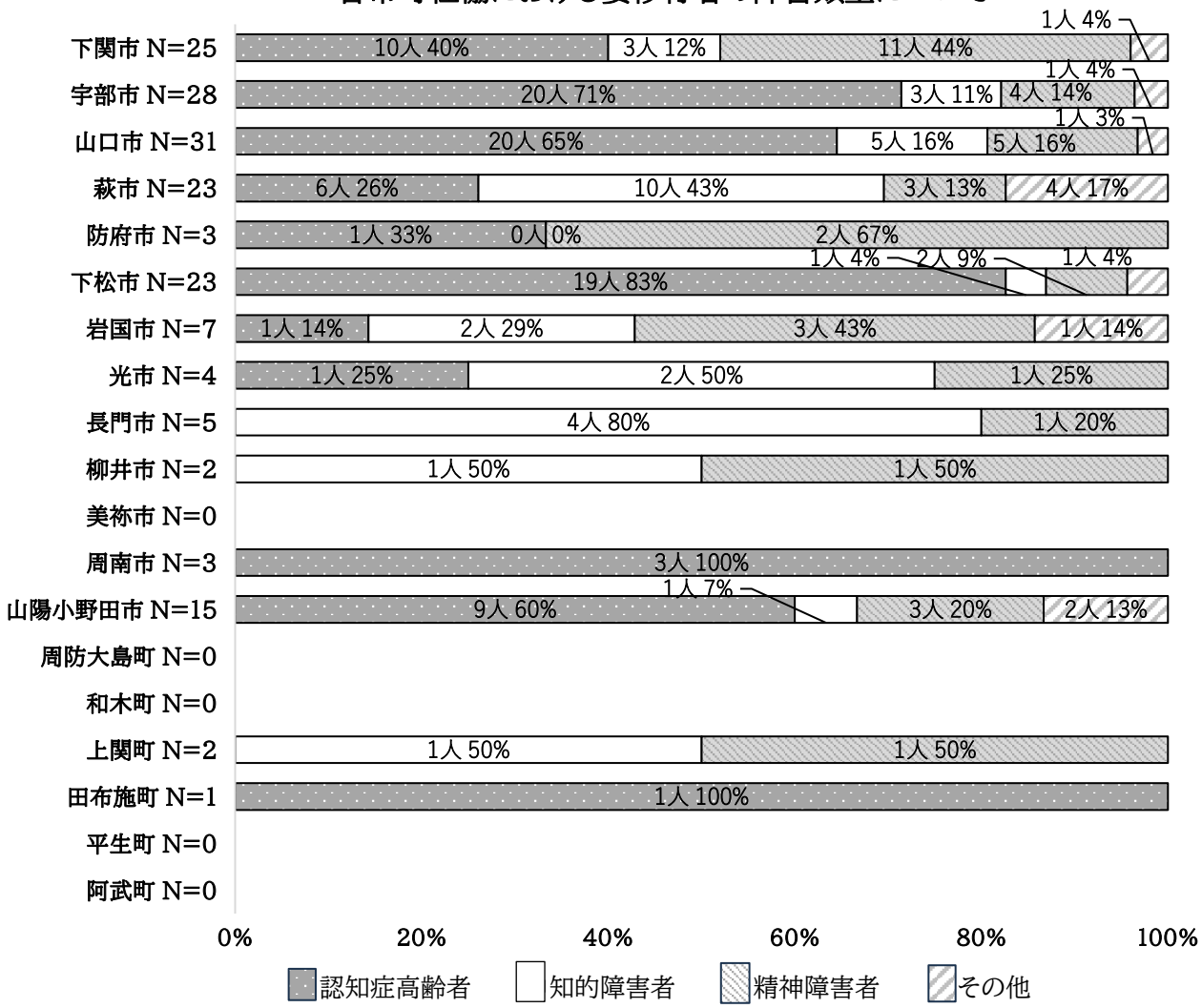

Q4　要移行者の居住形態について

○ 医療・福祉施設に入院・入所されている人の割合が 55.8%となっており、前回調査時と比較すると割合は増加している。

令和6年度における要移行者の居住形態について

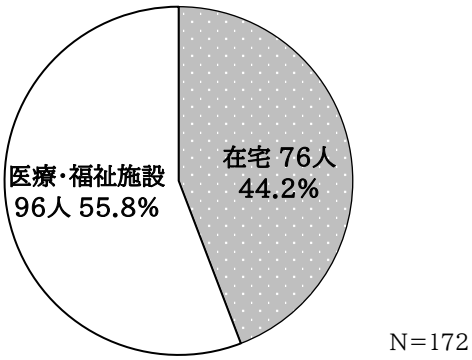

N=172

≪前回調査≫

令和4年度における要移行者の居住形態について

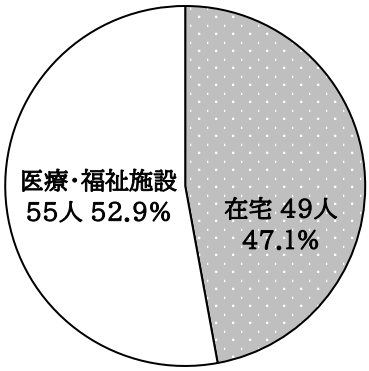

N=104

Q5　要移行者の親族の有無について

○ 「親族がいる」の割合は 87.2%となっており、前回調査時と比べると増加している。親族がいるかどうか不明の割合は変化がない。

令和6年度における要移行者親族の有無について

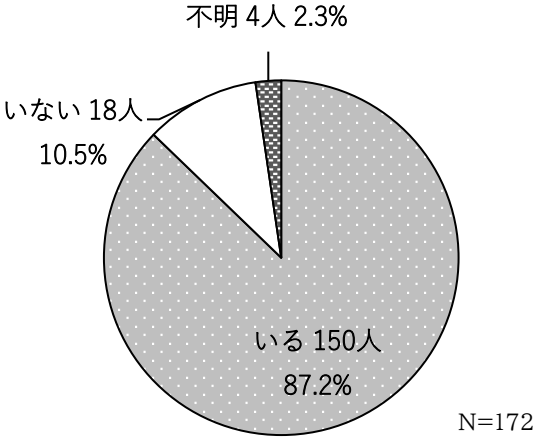

N=172

≪前回調査≫

令和4年度における要移行者の親族の有無について

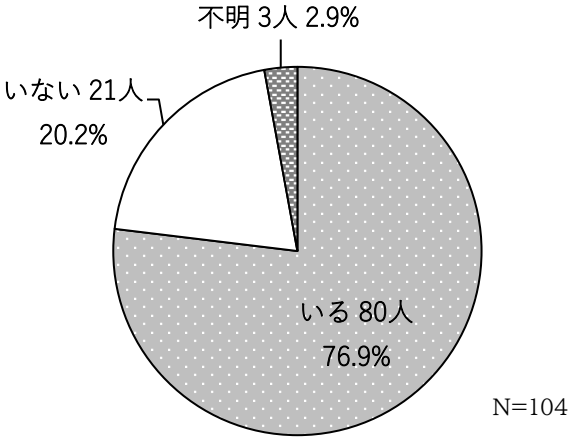

N=104

Q6　要移行者の所得区分について

○「住民税非課税」の割合が最も高く 53.5%となっており、前回調査時と比較すると割合は増加している。

令和6年度における要移行者の所得区分について

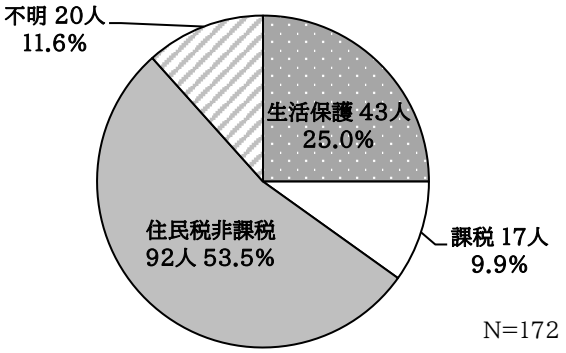

N=172

≪前回調査≫

令和4年度における要移行者の所得区分について

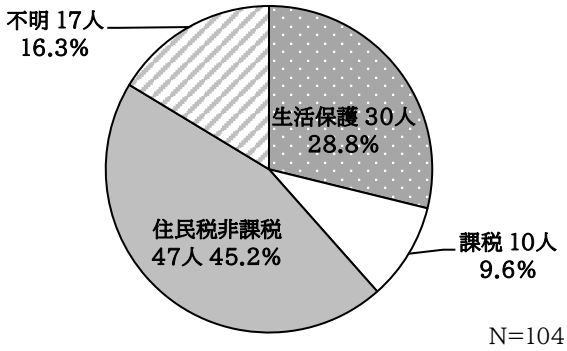

N=104

各市町社協における要移行者の所得区分について

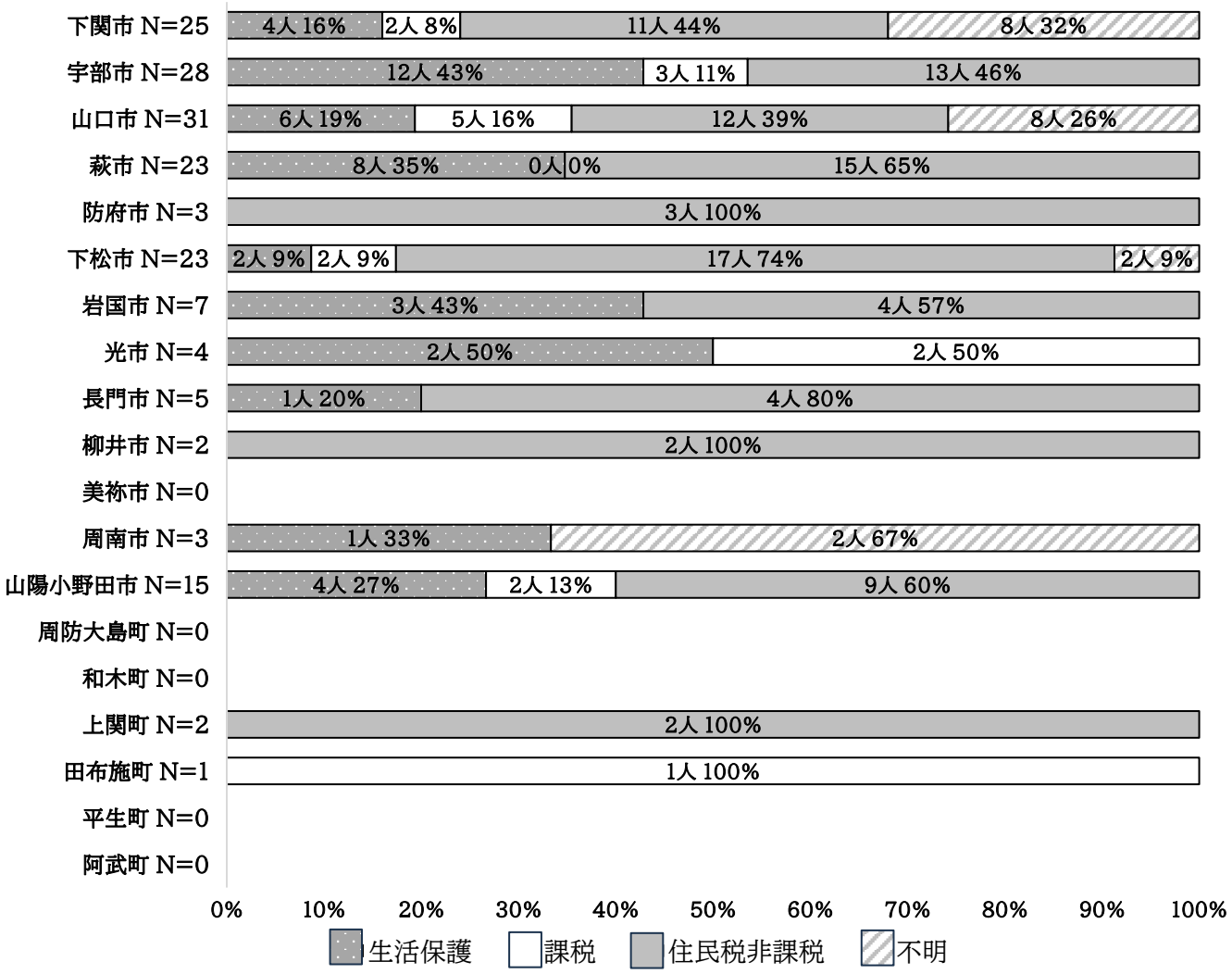

■ 成年後見制度への移行が必要な理由について

Q7 移行が必要な理由について

○ 「本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため」が 109 人と多く、次いで、「介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため」が 86 人と多くなっており、前回調査時と比較すると上位の順番が入れ替わっている。

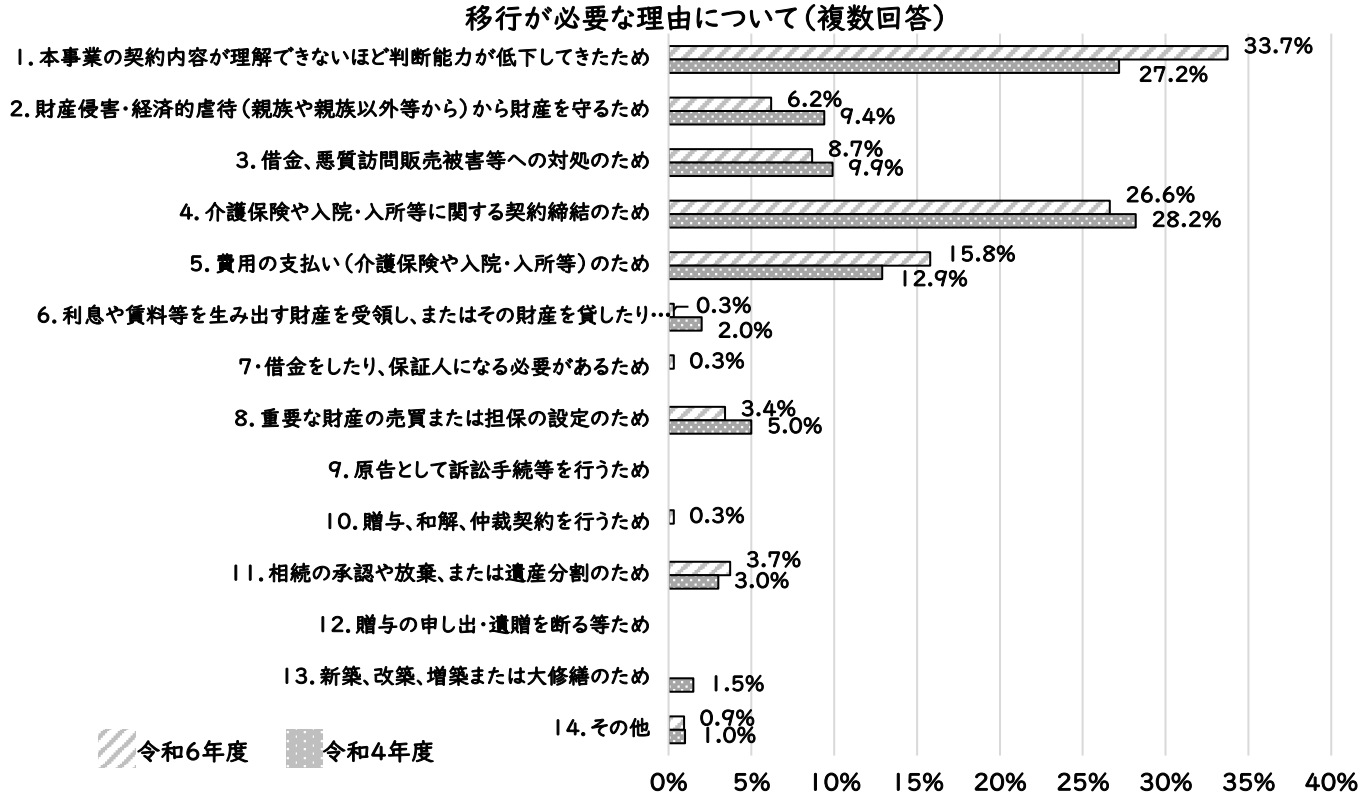

各市町社協における移行が必要な理由について（複数回答）

理由 ＼ 社協名	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	16	20	28	3	1	22	1	0	0	1
2. 財産侵害・経済的虐待（親族や親族以外等から）から財産を守るため	8	0	8	0	1	1	1	0	0	1
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	6	1	3	7	3	1	2	2	2	0
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	15	15	17	20	2	1	0	3	3	2
5. 費用の支払い（介護保険や入院・入所等）のため	25	8	12	0	0	0	0	0	4	2
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸すことにより利用する行為を行うため	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,借金をする、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	2	1	0	0	2	2	0	1	0
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	1	3	0	0	1	3	0	4	0
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	71	47	72	30	7	28	10	7	14	6

理 由 ＼ 社協名	美祢市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	合計
1.本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	0	1	13	0	0	2	1	0	0	109
2.財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
3.借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	0	0	1	0	0	0	0	0	0	28
4.介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	0	1	6	0	0	0	1	0	0	86
5.費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
6.利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸すことにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7,借金をする、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
8.重要な財産の売買または担保の設定のため	0	1	2	0	0	0	0	0	0	11
9.原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10.贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
11.相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
12.贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13.新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14.その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
合計	0	3	23	0	0	3	2	0	0	323

14.その他の記載内容

記 載 内 容
・携帯電話のキャッシュレス決済等により、高額の請求があると払えず、滞納になると別のキャリアへ乗り換え滞納が増える、ということを繰り返している。 ・入所中の介護施設(有料老人ホーム)の死後の支払事務等の対応者が不在のため。 ・現在入所中で経済的虐待は無いが、退所した際、経済的虐待の可能性があるかもしれないため。

■ 要移行者の申立について

Q8 現在の申立状況について

○ 「申立について検討している」の割合が 53.5%とおよそ半数を占めている。

前回調査時と比較すると、「申立中である」「申立準備を進めている」が増加しており、成年後見制度への移行が進んでいることが分かる。また、「申立について検討している」も増加しており、成年後見制度への移行の動きが推進されていることが分かる。

令和6年度における現在の申立状況について

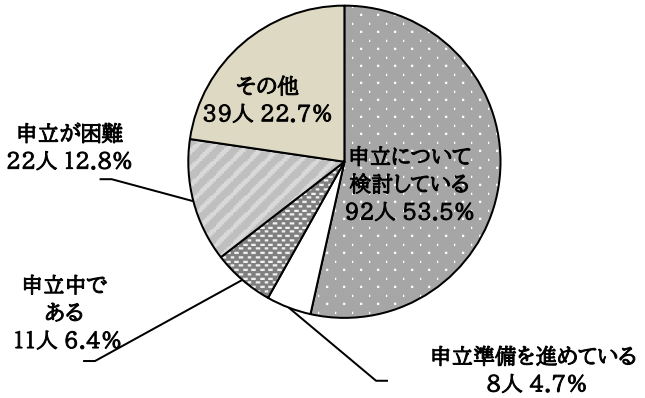

N=172

≪前回調査≫
令和4年度における現在の申立状況について

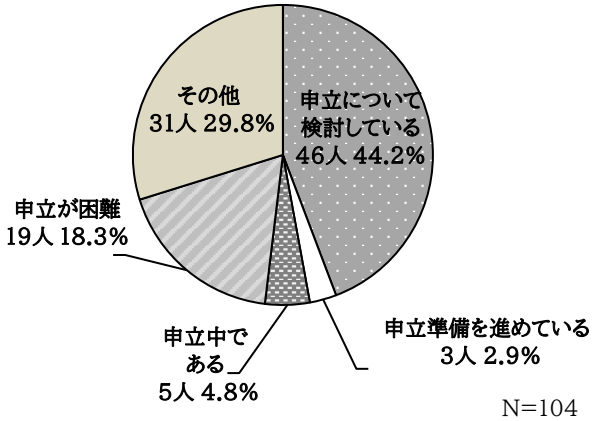

N=104

各市町社協における現在の申立状況について

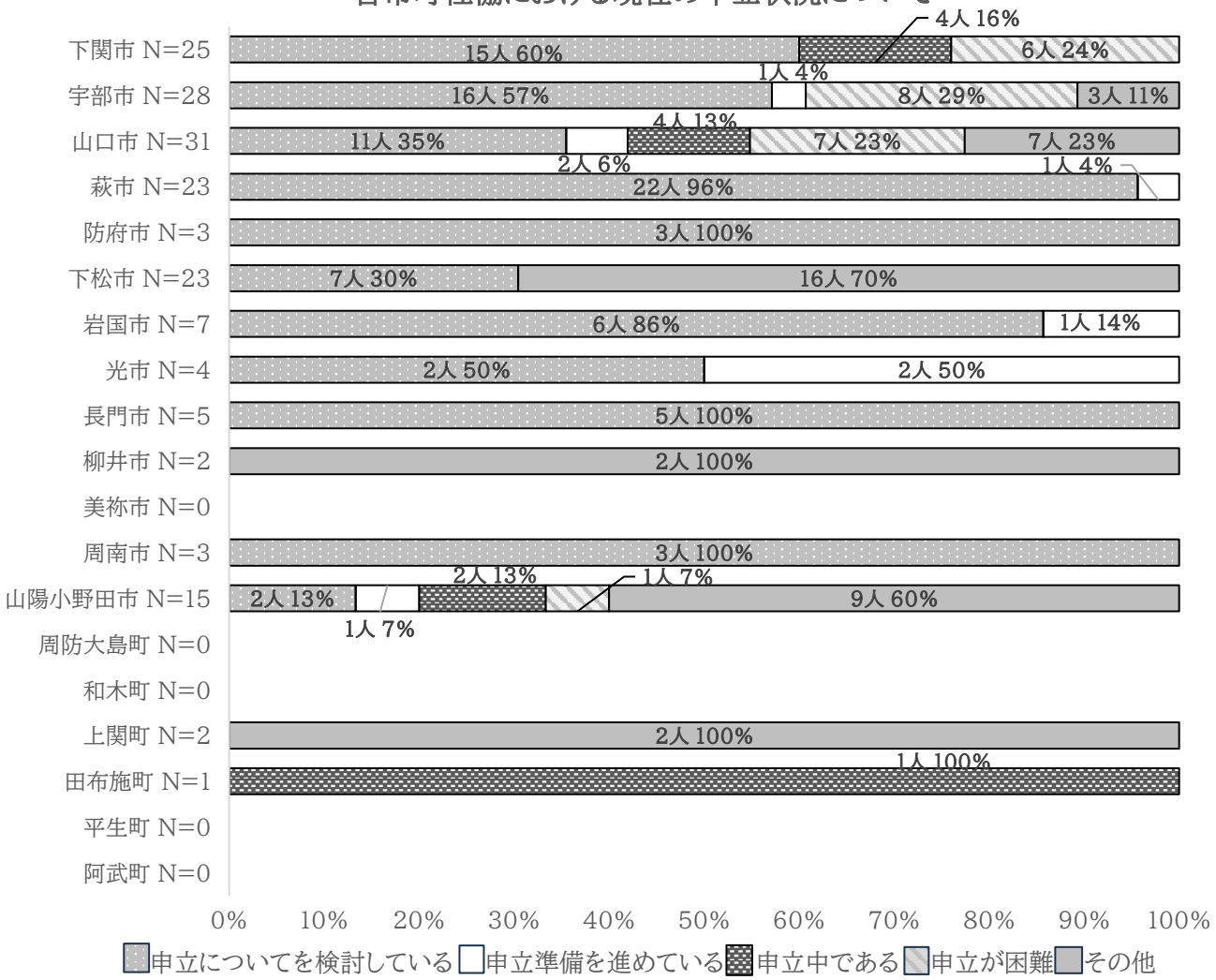

5.その他の記載内容

記 載 内 容
・諸手続き等で、成年後見人が必要になった時に親族申し立てを検討するため。 ・判断能力としては日常生活自立支援事業の対象ではないが、それ以外に成年後見制度へ移行する理由がないため。 ・後見申立てについて、兄弟全員の同意を得ることが難しいため。 ・年齢が若いこと、現在契約事項等の必要なことがなく、入院中のため検討していないが、いずれ検討が必要。 ・判断能力的には移行が必要だと感じているが、入所・入院中は、親族の協力が得られるため、今後の協議・検討までには至っていない。 ・判断能力的には移行が必要だと感じているが、親族と協議した上で申立のデメリットの方が多いため。 ・判断能力的に移行が必要だと感じ始めたばかりで、協議・検討に至っていない。

Q9-1　要移行者の申立候補者、申立者について

（※Q8で「申立準備を進めている」「申立中である」を選択した市町社協のみ回答）

○　前回調査時は、「親族」が申立候補者又は申立者としている割合が半数以上であったが、今回の調査では親族等の割合が減少し、市町長申立がおよそ半数を占めている。

令和6年度における申立手続の状況等について

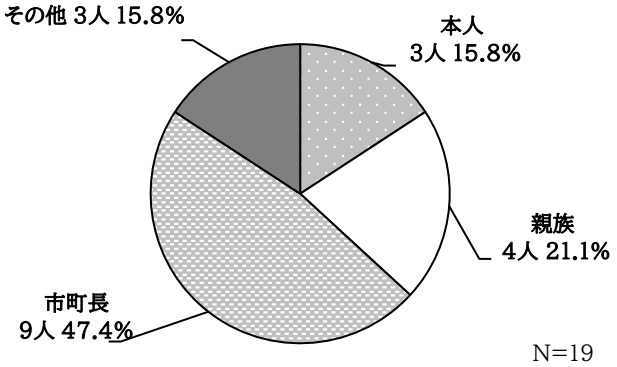

≪前回調査≫
令和4年度における申立手続の状況等について

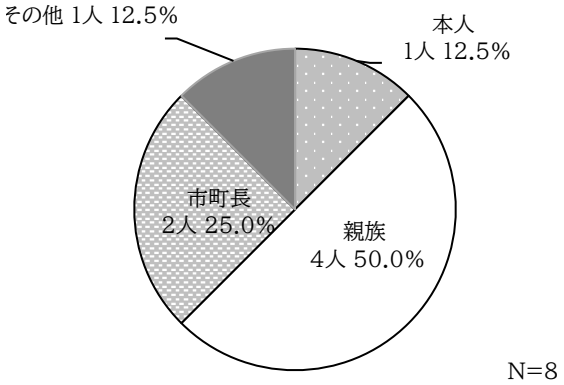

Q9-2　申立が困難な理由について

（※Q8で「申立困難」を選択した市町社協のみ回答）

○「親族申立が期待できない」が 5 割を超えており、次いで「申立費用の支出が困難」が多くなっている。

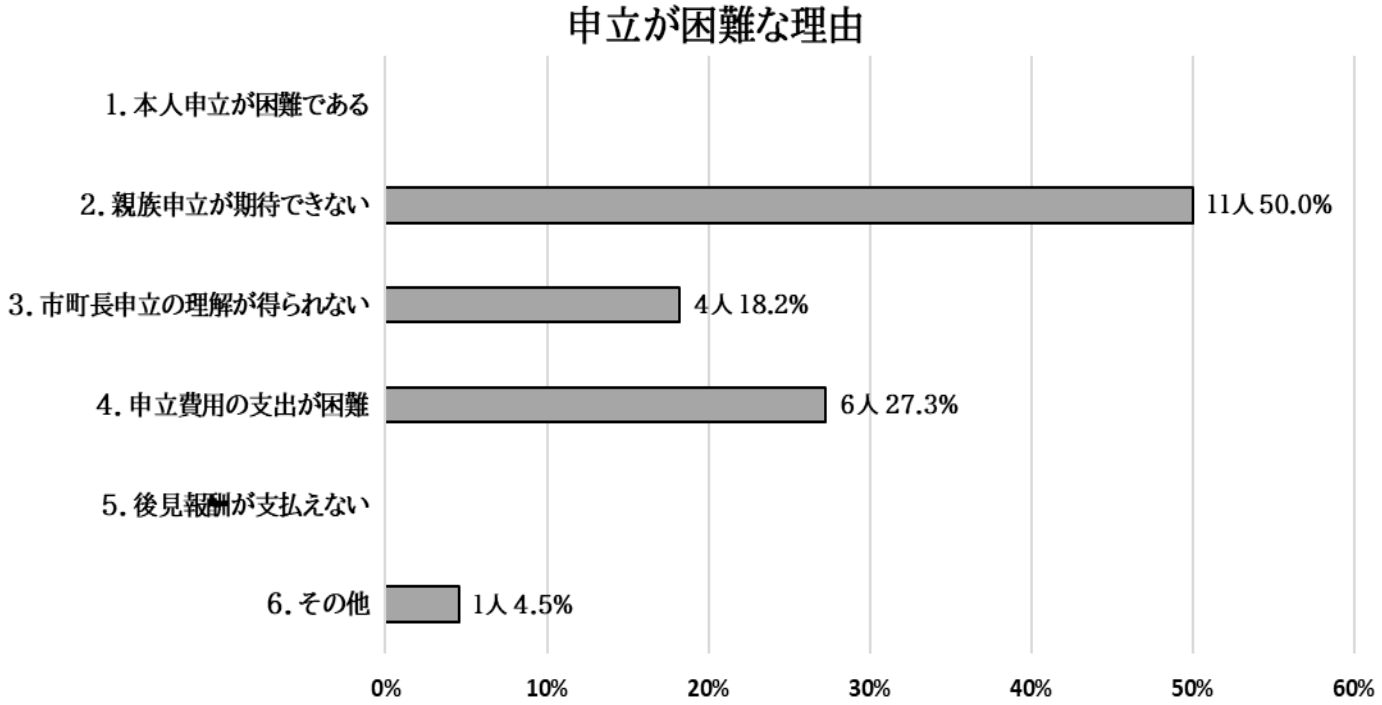

各市町社協における申立が困難な理由

理　由 社協名	1.本人申立が困難である	2.親族申立が期待できない	3.市町長申立の理解が得られない	4.申立費用の支出が困難	5.後見報酬が支払えない	6.その他	合計
下関市	0	0	0	5	0	1	6
宇部市	0	3	4	1	0	0	8
山口市	0	7	0	0	0	0	7
萩市	0	0	0	0	0	0	0
防府市	0	0	0	0	0	0	0
下松市	0	0	0	0	0	0	0
岩国市	0	0	0	0	0	0	0
光市	0	0	0	0	0	0	0
長門市	0	0	0	0	0	0	0
柳井市	0	0	0	0	0	0	0
美祢市	0	0	0	0	0	0	0
周南市	0	0	0	0	0	0	0
山陽小野田市	0	1	0	0	0	0	1
周防大島町	0	0	0	0	0	0	0
和木町	0	0	0	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0	0	0	0
田布施町	0	0	0	0	0	0	0
平生町	0	0	0	0	0	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0	0
合計	0人	11人	4人	6人	0人	1人	22人

6.その他の記載内容

記　載　内　容
・死期が近いため。

■ 要移行者における成年後見人等の受け皿について

Q10　要移行者の成年後見人等の受け皿について

○「親族の受任が期待できる」の割合が 13.4%となっており、前回調査時と比較すると 11.6%減少し、変わりに第三者後見の割合が増加している。

令和6年度における要移行者の
成年後見人等の受け皿について

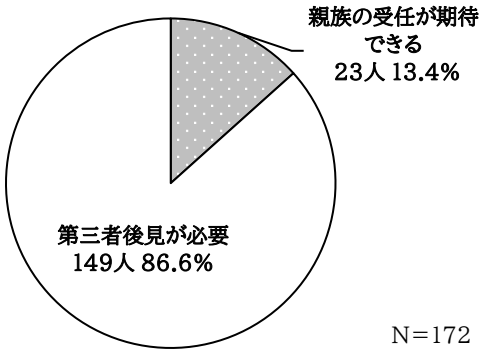

≪前回調査≫

令和4年度における要移行者の
成年後見人等の受け皿について

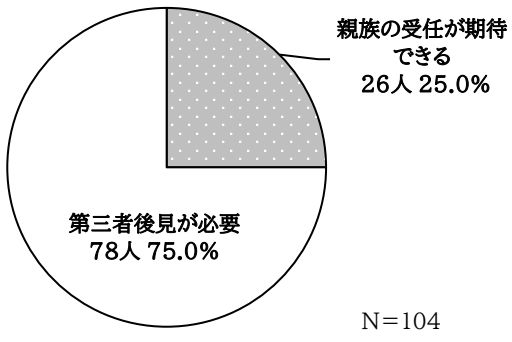

各市町社協における要移行者の成年後見人等の受け皿について

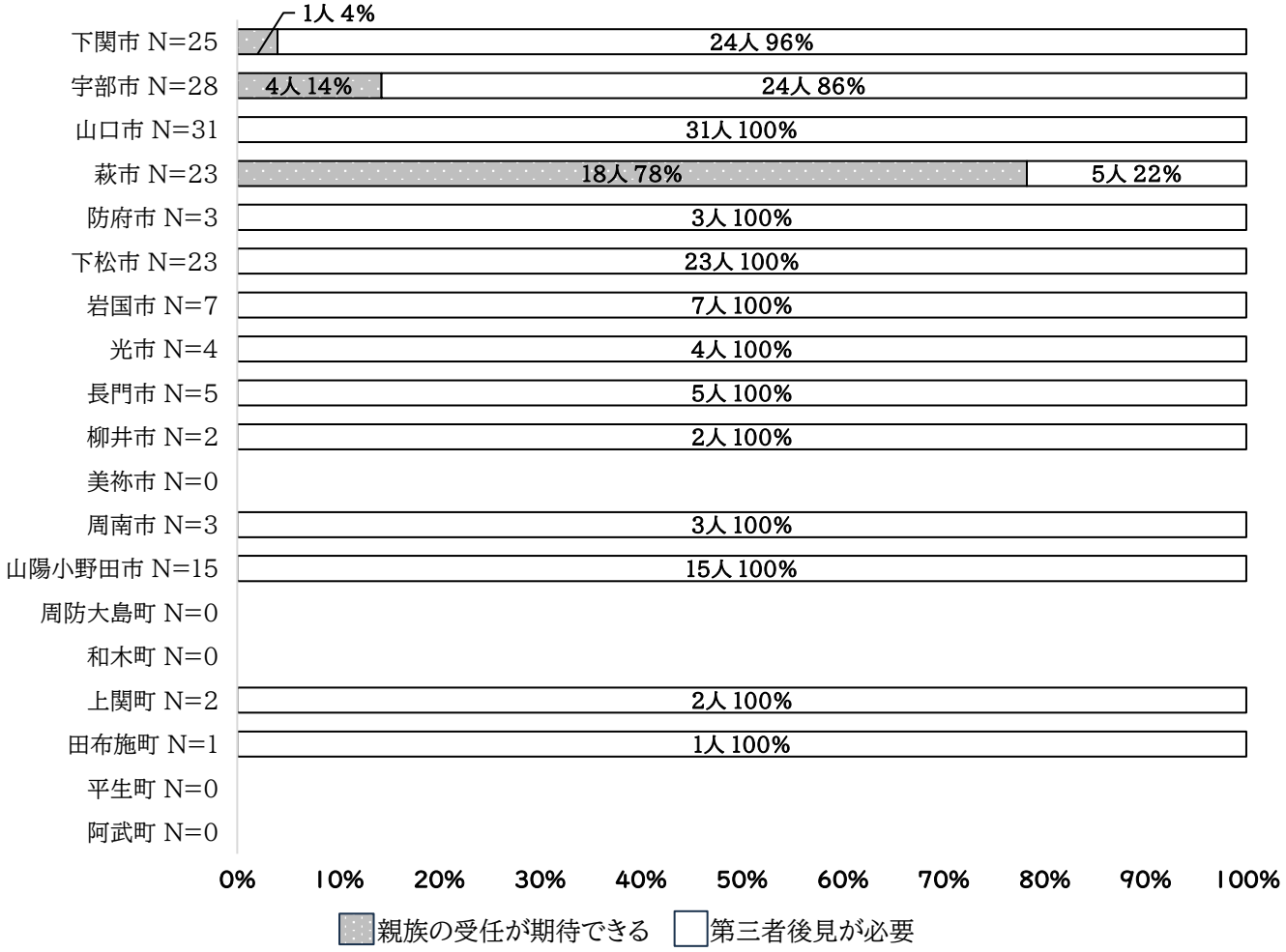

Q11　第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について
（※Q10で「第三者後見が必要」を選択した市町社協のみ回答）

○　成年後見人等の受け皿について Q10 が示すように依然として第三者後見に対しての期待度は高い状態だが、第三者後見の受け皿を「順調に確保できる」割合が67.8％となっており、前回調査時と比較すると 2.7％減少している。また、後見人の確保が困難な状況は年々増加しており、第三者後見の受け皿の確保をどのようにしていくかが重要な課題となっている。

令和6年度における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について

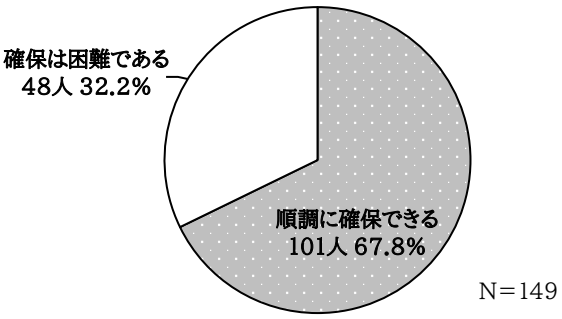

≪前回調査≫
令和4年度における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について

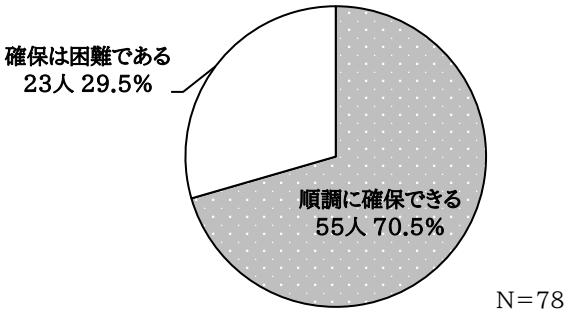

各市町社協における第三者後見の受け手の確保を行うにあたり予想される状況について

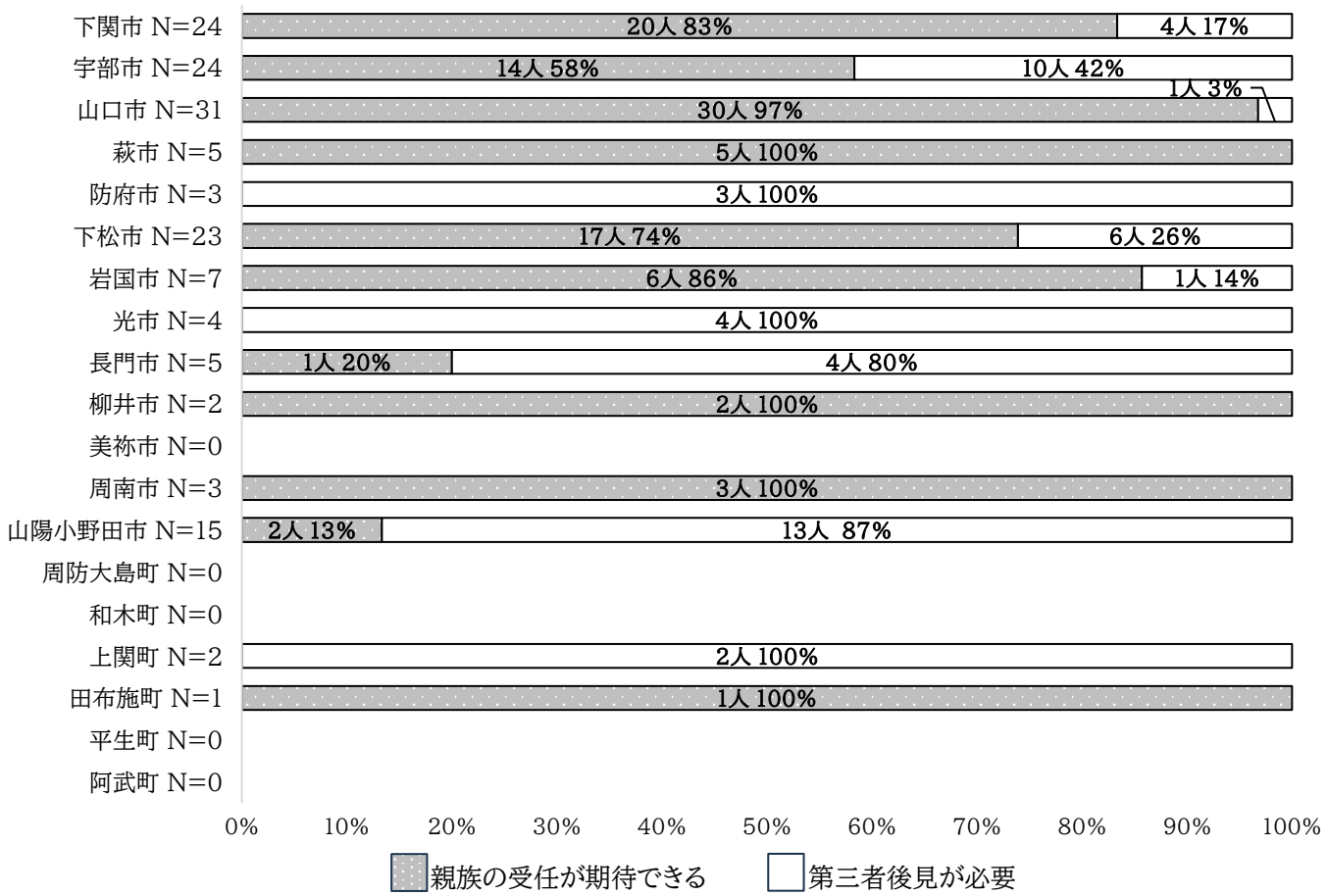

Q12　第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について
（※Q11で「確保は困難である」を選択した市町社協のみ回答）

○　第三者後見の受け手の確保が困難と思われる理由について、前回調査時は「（日常生活上の問題が多いケースだが）福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい」「その他」が多かったが、今回の調査では「後見報酬の支払いが困難である」がおよそ半数となっており、移行が進まない要因の一つになっていると考えられる。

各市町社協における第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について（複数回答）

理由 / 社協名	1. 後見報酬の支払いが困難であるから	2. 処遇困難ケースである	3.（法的な問題が多いケースだが）法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	4.（日常生活上の問題が多いケースだが）福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	5. その他	合計
下関市	0	4	0	0	0	4
宇部市	8	0	1	0	0	9
山口市	0	0	0	1	0	1
萩市	0	0	0	0	0	0
防府市	2	1	1	0	0	4
下松市	4	4	0	0	0	8
岩国市	1	0	0	0	0	1
光市	0	2	0	1	0	3
長門市	0	0	0	4	0	4
柳井市	0	0	0	0	0	0
美祢市	0	0	0	0	0	0
周南市	0	0	0	0	0	0
山陽小野田市	0	0	0	0	0	0
周防大島町	0	0	0	0	0	0
和木町	0	0	0	0	0	0
上関町	0	0	0	0	2	2
田布施町	0	0	0	0	0	0
平生町	0	0	0	0	0	0
阿武町	0	0	0	0	0	0
合計	15人	11人	2人	6人	2人	36人

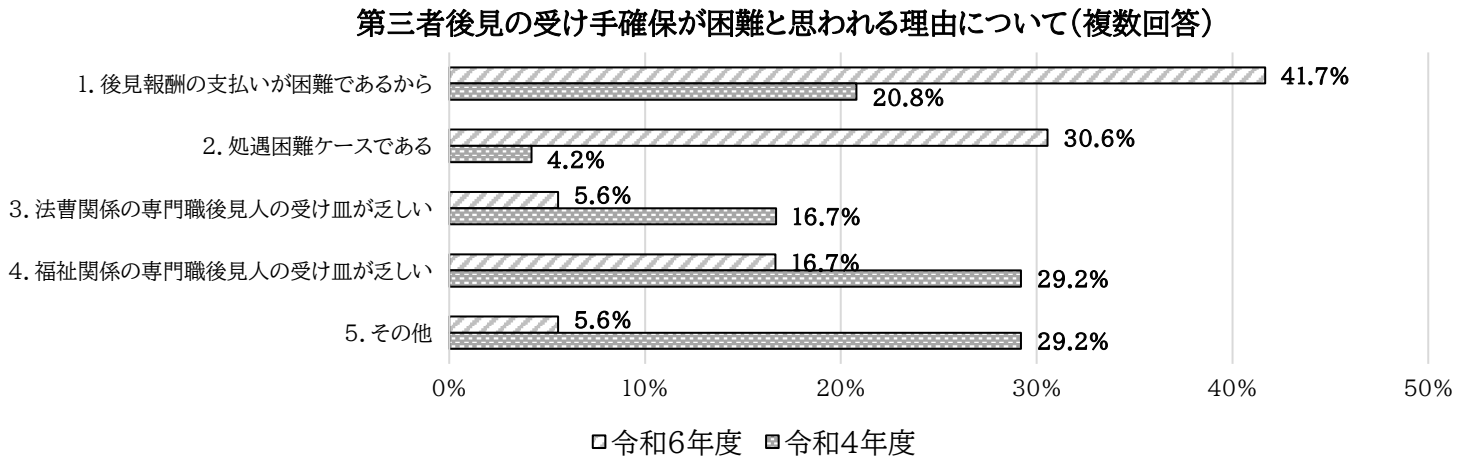

■成年後見制度への移行を考えていない方の現状について

Q13　各市町社協において、成年後見制度への移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方について

○　移行が必要だが現時点では考えていない方が「いる」割合は、8 市社協 42.1%となっている。利用者によっては、判断能力が低下し、成年後見制度への移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方がおられることがわかる。

令和6年における移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方の有無

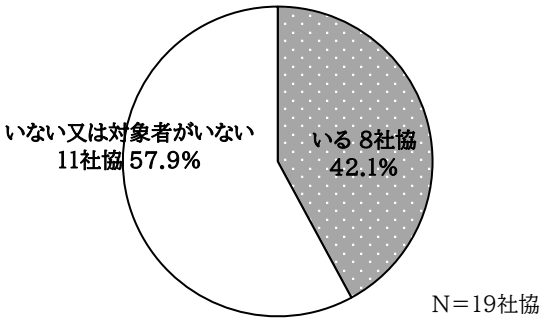

≪前回調査≫
令和4年における移行が必要であるが、現時点では移行を考えていない方の有無

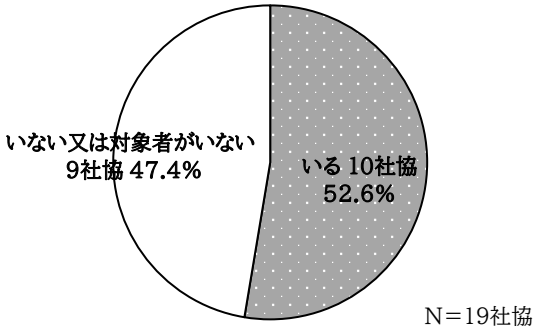

Q14　成年後見制度への移行を考えていない方の人数について
（※Q13で「移行を考えていない方がいる」を選択した市町社協のみ回答）

○　要移行者 172 人のうち、成年後見制度への移行を考えていない方は88人、51.2%となっている。

移行を考えていない方の人数

市町名	人数
下関市	17人
宇部市	20人
山口市	ー
萩市	13人
防府市	1人
下松市	20人
岩国市	ー
光市	1人
長門市	ー
柳井市	2人

市町名	人数
美祢市	ー
周南市	ー
山陽小野田市	9人
周防大島町	ー
和木町	ー
上関町	ー
田布施町	ー
平生町	ー
阿武町	ー
合計	83人

Q15　成年後見制度への移行を考えていない理由について

○　前回調査時と同様に、「すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為が必要ないため」という理由が最も多く、次いで、「死期が近いため」を理由としている市町社協が多い。

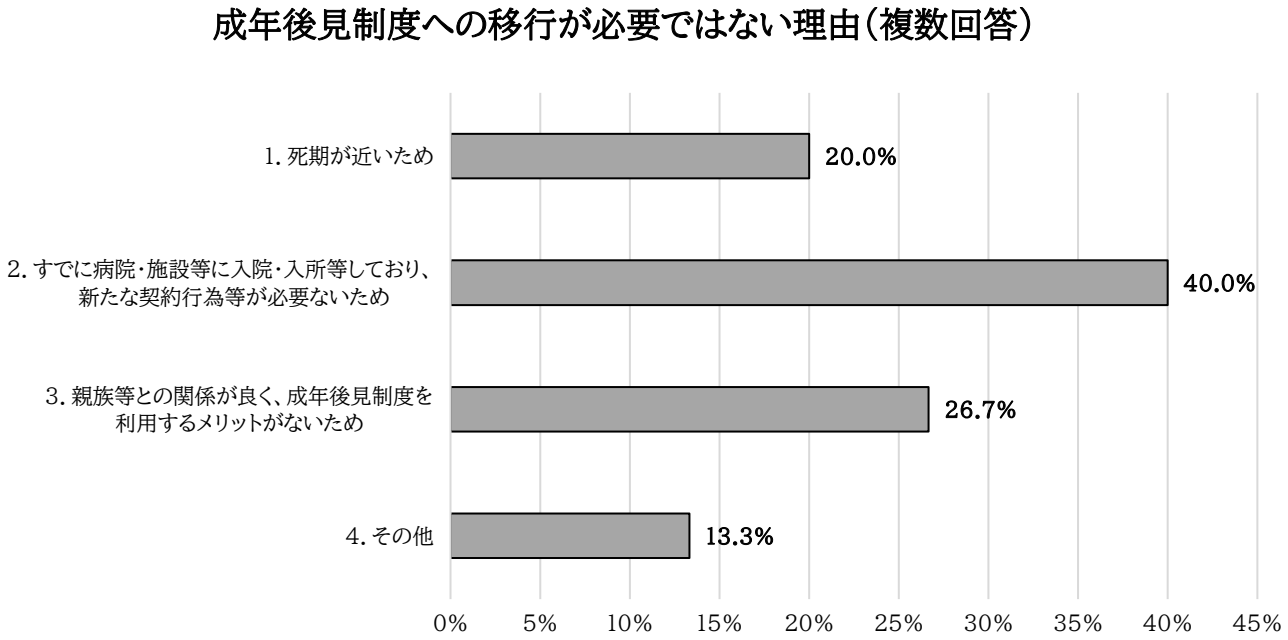

Q16　令和4年度の調査時と比べ、成年後見制度への移行が必要ではなくなった方の人数について

○　令和4年度から令和6年度にかけて、成年後見制度への「移行が必要ではなくなった方の人数」は、9市社協の 36 人であった。

移行が必要ではなくなった方の人数

市町名	人数
下関市	2人
宇部市	7人
山口市	14人
萩市	5人
防府市	0人
下松市	2人
岩国市	1人
光市	1人
長門市	0人
柳井市	2人

市町名	人数
美祢市	0人
周南市	2人
山陽小野田市	0人
周防大島町	0人
和木町	0人
上関町	0人
田布施町	0人
平生町	0人
阿武町	0人
合計	36人

Q17　成年後見制度への移行が必要ではなくなった理由について

○　「本人が死亡したため」が最も多く、成年後見制度への移行が進んでいなかったことが分かる。

各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではなくなったと思われる理由について（複数回答）

理由 / 社協名	1. 本人が死亡したため	2. 成年後見人が就任したため	3. 財産侵害・経済的虐待のあった親族・親族以外等との関係性がなくなったため	4. 借金等において法的な解決が出来たため	5. 介護保険や入院・入所等に関する契約において、親族の協力が得られたため	6. 悪質訪問販売被害等の被害がなくなったため	7・借金をしたり、保証人になる必要がなくなったため	8. 重要な財産の売買または担保の設定の必要がなくなったため	9. 原告として訴訟手続等を行う必要がなくなったため	10. 贈与、和解、仲裁契約を行う必要がなくなったため	11. 新築、改修、増築または大修繕等の必要がなくなったため	12. 1, 2以外の理由で地域福祉権利擁護事業を解約したため（本人・親族・施設管理等）	13. その他	合計
下関市		1				1								2
宇部市	7													7
山口市	8	2		1	2								1	14
萩市	1				1	1						2		5
防府市														0
下松市			1										1	2
岩国市		1												1
光市	1													1
長門市														0
柳井市	1	1												2
美祢市														0
周南市											2			2
山陽小野田市														0
周防大島町														0
和木町														0
上関町														0
田布施町														0
平生町														0
阿武町														0
合計	**18**	**5**	**1**	**1**	**3**	**2**	**0**	**0**	**0**	**0**	**2**	**2**	**2**	**36**

13. その他の記載内容

記載内容
・他市町へ移管したため。 ・父の相続のために財産管理人を選任し対応した。また、任意後見契約を弁護士と契約している。